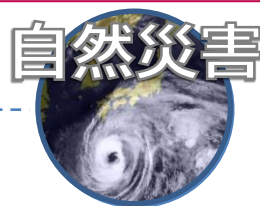
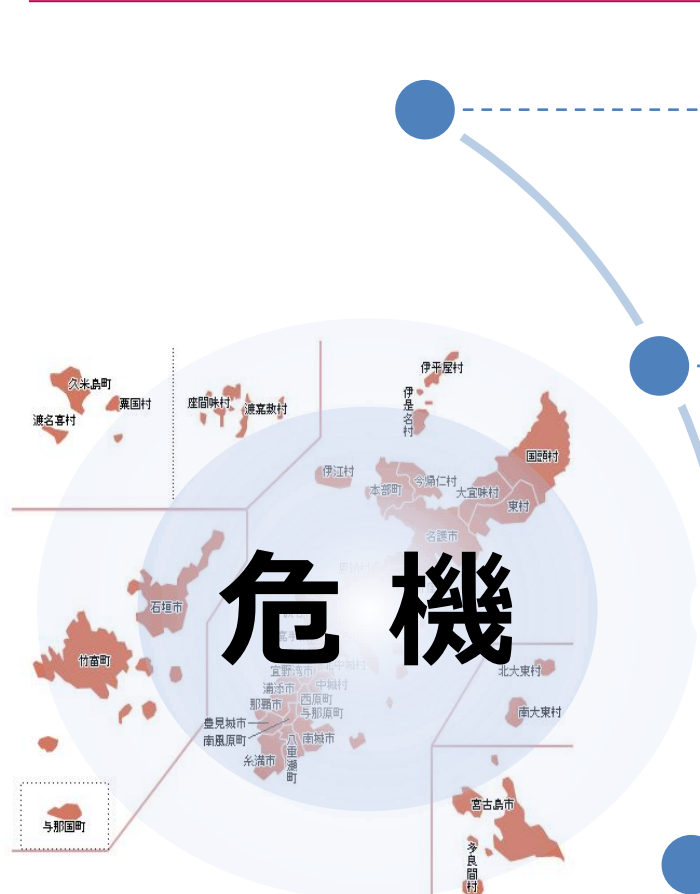




資料 7

市町村長による危機管理の要諦
～初動対応を中心として～
の配付について

平成29年5月



事象	台風、洪水、高潮、地震、津波等
法律	災害対策基本法、水防法、消防法等
計画	地域防災計画、水防計画等



事象	コンビナート火災、原子力災害等
法律	石油コンビナート等災害防止法等
計画	石油コンビナート等防災計画等



事象	ハイジャック、多数殺傷等
法律	ハイジャック防止法等
計画	



事象	鳥インフルエンザ、口蹄疫等
法律	感染症法等
計画	感染症予防計画等



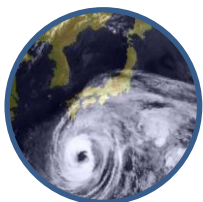
事象	弾道ミサイル、テロ、着上陸侵攻等
法律	国民保護法
計画	国民保護計画、避難実施要領等



危機管理とは

国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止（内閣法第15条第2項）

様々な危機



危機事態において、市町村長がリーダーシップを十分発揮し、的確な危機対応が求められる。

備え、対処

市町村長



情報の伝達、指示

住民

陣頭指揮

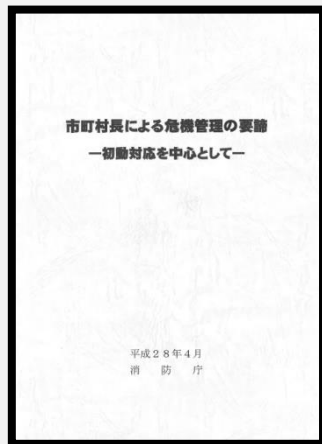
市町村職員

緊密な連携

関係機関



市町村長による危機管理の要諦 ～初動対応を中心として～



- 1 市町村長の責任・心構え
- 2 市町村長の緊急参集
- 3 災害時の応急体制の早期確立
- 4 避難勧告等の的確な発令
- 5 都道府県、消防機関、自衛隊等に対する応援要請
- 6 マスコミ等を活用した住民への呼びかけ

記述

被災自治体の市町村長からの助言

- ・被災自治体の体験に基づく具体的かつ的確なアドバイス

初動対応の教訓

- ・災害応急体制の早期確立
- ・的確な情報の発信（避難勧告等）
- ・関係機関との緊密な連携

市町村長の姿勢

- ・危機事態におけるリーダーに求められる姿勢や心構え

- ・危機事態が発生した場合、危機を乗り切れるかどうかはトップである**市町村長の判断と行動にかかっており**、市町村長は全責任を負う覚悟をもって陣頭指揮を執ることが必要
(市町村長による危機管理の要諦 1P)



・市町村長が自ら行うべき重要事項

(市町村長による危機管理の要諦 2P)



① 駆けつける

市町村長は本庁舎（災害対策本部設置予定場所）に一刻も早く駆けつける。



② 体制をつくる（指揮系統の確立）

災害対策本部等の応急体制を早急に立ち上げる。



③ 状況を把握する（情報の収集及び共有）

被害状況の速やかな把握に努める。



④ 目標・対策について判断する（意思決定）

目標、重要な対策等の意思決定は市町村長自身が行う。



⑤ 住民へ呼びかける（市民広報）

市町村長自身が前面に出て住民への呼びかけ・説明を行う。



沖縄県の特性

地理的特性

- ・ 地理的に本土から遠隔地にあり、東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に散在する160の島々から成り立つ。

自然環境特性

- ・ 日本で唯一、亜熱帯性海洋性気候に属し、台風常襲地域である。

社会的特性

- ・ 日本で数少ない人口増加地域である。
- ・ 年間800万人を超える多くの観光客が訪れる。

地域特性に応じた危機管理



平成15年台風14号



平成15年台風14号



平成18年台風13号



平成27年台風21号



平成28年台風18号





相次ぐ北朝鮮による弾道ミサイル発射

平成29年2月12日

・日本海に向けて1発のミサイルを発射。500Km飛翔し、日本海上に落下

平成29年3月6日

・日本海に向けて4発のミサイルを発射。4発のうち3発が日本の排他経済水域（EEZ）内に落下

平成29年4月5日

・日本海に向けて1発のミサイル発射。9分間飛翔し、約60Km飛行

平成29年4月16日

・ミサイル発射直後に爆発

平成29年4月29日

・ミサイル発射後、数分間飛翔し、高度70Km付近で爆発し、北朝鮮内陸部に落下

平成29年5月14日

・1発の弾道ミサイルを発射。約30分間で800km飛翔し、日本海上に落下

平成29年5月21日

・1発の弾道ミサイルを発射。約500Km飛翔し、日本海上に落下

平成29年5月29日

・1発の弾道ミサイルを発射。約400Km飛翔し、日本の排他経済水域（EEZ）内に落下

自然災害		武力攻撃事態等
地理的状況、気象的状況等による	事象	悪意ある相手により発引き起こされる
自治事務	事務性格	法定受託事務
市町村（国、県は補完）	対応主体	国→県→市町村
自らの判断で設置	対策本部	国の指定により設置
地方から国へ伝達	情報収集	国から地方へ伝達
地域防災計画	実施計画	国民保護計画
市町村長が指定	避難施設	知事が指定
災害対策基本法に基づく派遣	自衛隊	国民保護法に基づく派遣（主たる任務は侵害排除活動）

市町村の平素の取組

市町村国民保護計画

・国民保護措置を実施するうえでの基本計画
 ※全国策定率 99.8%（県内1町2村未策定）

避難実施要領のパターン

・速やかに避難住民の誘導を行うため、避難の手段、経路、誘導員の配置等の事項を定めるもの。

※全国策定率 43%（**県内策定率 7%**（作成団体：沖縄市、豊見城市、座間味村））



御清聴ありがとうございました。

引き続き、危機管理行政への御協力を
お願い申し上げます。